

「環境首都とくしま・県マネジメントシステム」の概要

I 趣旨

本県では、すべての事務・事業を環境の視点でマネジメントするため、ISO 14001を平成12年2月に導入して、環境にやさしい行政運営の徹底に取り組んできた。

その結果、職員の省エネ・省資源などの環境配慮意識の定着、環境マネジメントのノウハウの蓄積、ISO 14001を認証取得する県内事業者の増加など、率先垂範による効果があったところである。

しかしながら、ISO 14001規格のシステム（以下「ISO」と略する。）による管理は、煩雑な事務作業、膨大な文書、多額の費用などが必要であり、他県での独自システムへの移行事例の増加や、企業を中心としたエコアクション21等のより簡易なシステムの普及が図られている。

こうしたことを踏まえ、このたび、有識者の方々からのご意見も参考に、ISOを見直して、より効果的かつ効率的な本県独自の「環境首都とくしま・県マネジメントシステム」（以下「新システム」という。）に移行することとした。

II システムの見直し

1 対象組織の拡大

対象組織を県のすべての所属に拡大。これにより、県の組織全体にわたる環境にやさしい取組みのより一層の浸透を図る。

2 対象事務・事業の変更

従来のISOにおいて、すべての事務・事業を対象に管理してきたものから、環境に負荷を及ぼす事務・事業に限定して管理することとし、ISOのノウハウを付加した上で、既存の計画・指針などによる管理を最大限活用した、より効果的・効率的な方式に変更する。これにより、環境マネジメントのより一層の徹底を図る。

(1) 新システムの管理対象とするもの

★ 環境に負荷を及ぼす事務・事業（マイナスの側面）である「オフィス活動」、「公共事業」及び「法令遵守状況」に限定した管理へ

① 「オフィス活動」の環境配慮関係

◇エコオフィスとくしま・県率先行動計画に基づき管理

既存のエコオフィス活動に関するオンラインによる実績管理システムに、ISOのノウハウを付加した上で、より効率的な環境マネジメントシステムに変更して管理を徹底する。

② 「公共事業」の環境配慮関係

◇建設リサイクル法第4条による指針等に基づき管理

ISOのノウハウを活用して管理する。

③ 「法令遵守状況」の確認関係

◇環境に関する法令等を踏まえ管理

オンラインによる管理システム及びISOのノウハウを活用して管理する。

(2) 新システムの管理対象から除くもの

★ 環境に有益な事務・事業（プラスの側面）である「環境施策」については管理対象から除き「別途管理」へ

① 「環境施策」のマネジメント関係

◇政策評価システム等に基づく管理

「オンリーワン徳島行動計画」や「徳島県環境基本計画」に基づく環境施策について、政策評価システムはもとより、総合計画審議会の総会・計画推進評価部会や環境審議会などにおいて、目標達成に向けた取り組み方策を含め、評価、見直し等の管理が行われており、新システムの管理からは除くこととする。これにより、新システムにおいては、他の政策評価システム等との管理の重複を解消する。

3 新システムの推進体制

従来のISOの推進体制を廃止して、既存の「徳島県環境対策推進本部」及びその下部組織を活用し、システムを推進する。

4 審査方法の変更

ISOの認証制度に代わるものとして、県が設置する徳島県環境審議会の外部有識者等から、新システムの運用・推進の状況について年1回意見聴取等を行い、これにより、取組みの客観性を保持する。また、意見聴取等の結果については、県のホームページにより公表する。

Ⅲ その他

1 市町村・事業者への普及

県は、各種の環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21、新システムなど）に関するノウハウの提供や、普及啓発活動などを通じ、県内の市町村や事業者が、そのニーズに応じた環境マネジメントシステムを適切に導入できるよう努める。

2 その他

新システムの枠組み、環境方針、具体的な取組み手順、さらにはイベント活動や指定管理者等に係る環境配慮など、本県における継続的な環境の保全及び創造に取り組むために必要な事項を定めた。

Ⅳ 運用開始年月日

平成21年11月1日から運用開始。

徳島県環境マネジメントシステムの見直し・概略図

☆ これまで「ISO14001」により管理
 ~ ISOを導入した結果、職員に環境配慮の
 意識定着、ノウハウが蓄積 ~

★ より効果的かつ効率的な「独自システム」による管理へ
 ~ ISOのノウハウを付加した上で、
 既存の個別の計画・指針等による管理を最大限活用 ~

移行
 管理方式の
 変更

平成12年～現在

平成21年11月1日～

<対象組織>

<対象組織>

《ISO14001》
 次の庁舎内の組織に限定
 本庁舎、2 総合県民局、3 合同庁舎、総合土木庁舎、
 企業局総合管理事務所

《新たな「独自システム」》
 県のすべての組織（庁舎）に拡大

拡大

<対象事務・事業>

<対象事務・事業>

《ISO14001》
 ○ 「すべての事務・事業」を対象に管理
 (管理対象) ス活動
 ・ オ公法環
 ・ 共合境
 ・ 事業守策
 ・ 運用状況
 ・ その他
 (主な問題点) 事務・事業を対象にしていること
 ・ メットシステムや計画に基づく管理・評価と
 ・ 異なる部分があること
 ・ 重複する部分があること

《新たな「独自システム」》
 ① 「オフィス活動」の環境配慮
 ■ エコオフィスとくしま・県率先行動計画
 に基づき管理
 ② 「公共事業」の環境配慮
 ■ 建設リサイクル法第4条による指針等に
 基づき管理
 ③ 「法令遵守状況」の確認
 ■ 環境関係法令等を踏まえ管理

環境に負荷を及ぼす
 側面を管理
 対象を限定し
 管理を徹底

認証取得
 による
 審査

外部有識
 者からの
 意見等
 客観性の保持

環境に有益な側面（環境
 施策）は管理から除外
 重複管理の解消

<別途管理へ>
 ○ 「環境施策」のマネジメント
 □ 徳島県環境基本計画、オンラインワン徳島行動
 計画の環境施策は、「政策評価システム」等
 で別途管理